

## 学校経営のポイント

### 少年法改正と学校教育

若井 彌一

今国会の重要法案の一つとして教育関係者に注目されていた少年法の一部改正が、ついに成立した。

国会でのこの改正案についての審議は、それほど長時間に及んだわけではないが、少年法の根本理念に関連する内容を含むものであっただけに、国会外で、意見の対立が久しく展開されてきたことは多くの人々の知るところである。

少年法の一部改正が行われたことを契機として、学校教育は新たな宿題を背負ったとの自覚をもちたいものである。

#### 「少年法」一部改正の要点

今国会で成立した少年法の一部改正案の要点は、箇条的にいえば、次のようになる。

(1) 検察官送致が可能な年齢制限(16歳以上)を撤廃する。家庭裁判所は、故意に被害者を死亡させた事件で(加害者が)16歳以上の少年の場合には、これを検察官送致(いわゆる「逆送致」)しなければならない。

(2) 少年(少年法第2条第1項 この法律で「少年」とは、20歳に満たない者をいい、「成人」とは、満20歳以上の者をいう)を少年鑑別所に収容する観護措置期間は、8週間を超えることができない(これまでは、4週間を超えることができないとされていた)。

(3) 罪を犯したとき、18歳未満の者に対しては、「無期徒刑」で処断すべきときでも、10年以上15年以下の「有期徒刑」を科すことができる。

(4) 18歳未満の者には死刑を科さないとしている少年法の規定により、無期徒刑の言渡しを受けた者には、7年を経過後に仮出獄(通称「仮出所」)を許す規定を適用しない。

参考 少年法第58条(仮出獄) 少年のとき

懲役又は禁錮の言渡しを受けた者には、次の期間を経過した後、仮出獄を許すことができる。

一 無期徒刑については7年

二 第51条の規定により言い渡した有期の刑については3年

三 第52条第1項及び第2項の規定により言い渡した刑については、その刑の短期の3分の1

(5) 検察官は、少年事件の事実認定で重大な誤認などがあるとする場合、高等裁判所に抗告受理を申し立てることができる。

#### 学校教育に新たな任務

以上の5点のほかにも、少年事件の被害者への事件の記録の閲覧・コピーの容認とか、単独ではなく合議体(3人)による審判制度の導入など、今回の少年法の一部改正は、少年法の根幹に関する事項を部分的に改める内容のものである。

賛否両論あって当然であるが、とにかくこのような改正の事実を重く受けとめ、学校教育関係者は、少年を犯罪者にさせないために、少年の「心の教育」の充実に、特段の力を注ぐ必要があるとの自覚をもって臨みたい。

法の「厳罰化」をもって臨むしかないというのは、一面では、教育力の低下を認めざるを得ないということである。教育の威信をかけた取組みが展開されなければなるまい。(わかい・やいち=上越教育大学教授)

...本紙は、教育改革や学校経営の重要性が改めてクローズアップされている現状から、全国の小・中・高等学校等を対象に12月から2回発行します(購読料は不要)。本紙が不要の場合は、無料FAX 0120-462-488にてご連絡くだされば、以後の配信はいたしません。FAXによる質問等も受けつけています。

本紙はホームページでも閲覧できます

<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

緊急増刊 1月刊

予約受付中! お申込みは書店または直接小社へ

教育開発研究所 刊

教課審委員を含む専門家が改訂のポイントを徹底解説、記入方法を図解で例示!

『教職研修』緊急増刊 『新指導要録全文と要点解説』 定価 2,350円

研修誌・図書の直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)